

多摩市立総合体育館内レストラン出店者募集要領

1. 募集目的

多摩市立総合体育館利用者及び地域住民の利便性向上を図るため、総合体育館内レストランスペースにおいて飲食物の提供を行える事業者を募集する。

2. 多摩市立総合体育館の概要・利用者数等

(1) 概要

多摩市立総合体育館は、敷地面積 14,180 m²、延床面積 7,692 m²の地上 2 階建てで、昭和 58 年 8 月完成。平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日にかけて改修工事を実施。

(2) 利用者数等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	213,762 人	184,496 人	106,571 人
開館日数	347 日	319 日	289 日
閉館日数	18 日	46 日	77 日

※令和元年度、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止のため、開館日数が例年より減少している。

3. 募集店舗の概要

- (1) 所在地 多摩市立総合体育館内（1 階）
東京都多摩市東寺方 588-1
- (2) 貸付面積 50.0 m²
- (3) 貸付箇所 別添図面のとおり
- (4) 客席 レストラン客専用 33 席、その他客席 18 席

4. 運営に関する条件

(1) 営業日及び営業時間等

- ア レストランの営業日及び営業時間については、発注者と協議のうえ決定する。
- イ 営業時間は施設開館日の開館時間内（午前 9 時から午後 9 時）とする。
- ウ 施設の閉館日、閉館時間中の営業は禁止とする。
- エ 臨時休業等する場合は、事前に発注者の承認を得るものとし、利用者に周知を図ること
- オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これらに類する一切の営業は禁止とする。

(2) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続き等について、出店者の費用負担で行い、その結果を発注者に報告すること

(3) 衛生管理

出店者は貸付箇所を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すこと。その費用については、出店者の負担とする。

飲食物の提供にあたっては、食中毒に十分注意し、これらの防止に努めること。万が一、食中毒が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、発注者に報告するものとする。

厨房内排水用のグリーストラップについては、出店者の責任において随時清掃を行い、厨房内に悪臭を放つことがないように努めるものとする。

(4) 廃棄物の処理

レストラン及び厨房で発生した廃棄物（不燃・可燃・資源・粗大ゴミ等）については、出店者の責任と費用負担で処分すること。

(5) 施設の管理等

ア 貸付箇所内に倉庫・工作物、自動販売機を設置する等の行為や形質の変更（増築、改築、外壁の色等）をすることは禁止とする。

イ 貸付箇所内外を問わず、貼り紙、看板等の表示・掲出は、事前に発注者とその内容や場所等について協議し、許可を受けること。

ウ 多摩市立総合体育館内は禁煙のため、レストラン内も禁煙とする。また、レストラン外に灰皿は設置できないものとする。

(6) 防火管理

ア 災害時に備え、消火器及び消火栓等の消防設備や避難経路を把握し、火災時の初期消火や避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。

イ 多摩市立総合体育館で開催される自衛消防訓練に参加すること。

ウ 貸付箇所面積に係る火災保険は出店者の負担において加入すること。

(7) その他

ア 販売メニュー及び価格は事前に発注者に報告し、契約締結までに承認を得ることとし、変更する際も事前に発注者に報告し、承認を得ること。

イ 毎月の収支実績を含む営業実績報告書を発注者所定の様式にて、翌月 10 営業日までに発注者に報告すること。

ウ 事故やクレーム等は、発生後速やかに発注者に報告すること。

5. 契約に関する条件

(1) 委託契約期間

委託契約期間は契約締結日から令和6年3月31日までとし、期間満了により契約は終了し、更新は行わない。

なお、当該物件には現在、他の事業者が店舗を営んでいるため、当該物件に引き渡しは発注者と出店者が協議のうえ、決定する。

また、多摩市が公募する令和7年4月1日以降の多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園の指定管理事業者に発注者が指定された際は、発注者と出店者が協議のうえ、委託契約期間の契約更新を行うものとする。

(2) 営業開始日

営業開始日は、発注者と出店者との協議により定めた日とする。

(3) 貸付料

ア 貸付料（月額）

出店者は、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例に定める総合体育館食堂の使用料を発注者に支払うものとする。

なお、使用料の改定があった際は、改定後の使用料を適用する。

総合体育館食堂	月額（令和4年度現在）	50,000円（税込）
---------	-------------	-------------

イ 納付について

賃借料は発注者が発行する請求書により、発注者の指定する口座に期日までに支払うものとする。

ウ その他

1カ月に満たない月の貸付料は、当該月を日割計算した額とする。（100円未満となる使用料は、100円とする）

(4) 敷金、礼金、共益費

免除とする。

(5) 施設・設備改修及び厨房機器・備品等の負担区分

ア 建物の躯体部分に係る改修及び空調・電気・給排水設備に係る修繕については多摩市または、発注者が負担する（出店者の責に帰する理由は含まない）。

イ 出店者による厨房機器の導入、備品の購入費用は出店者負担とする。なお、出店者が導入する厨房機器、備品の撤去費用は出店者負担とする。

ウ 内装の改修等は、発注者の承認に基づき出店者の費用負担で行う。

エ 既存の多摩市所有の厨房機器、備品については、無償で貸与する。また、出店者の管理瑕疵により多摩市所有の厨房機器、備品を破損した際は、発注者に報告するとともに、出店者の責任と負担により現状回復すること。

エ 既存の多摩市所有の厨房機器、備品を撤去する場合は、発注者の承認を受けること（撤去費用は両者協議のうえ決定する）。

オ 上記に定めのない事項については、両者協議の上、定めるものとする。

(6) 光熱水費等の負担

ア 出店者の使用する水光熱費については、出店者の負担とする。

イ 電気、水道については、総合体育館全体で発注者が一括契約しているため、貸付箇所分の使用料を計測する小メーターの数値に基づき発注者が発行する請求書により、発注者の指定する口座に期日までに支払うものとする。

ウ 貸付箇所で使用使用するガス、電話については、出店者が契約するものとする。

(7) 実地調査等

発注者は必要があると認めるときは本物件について実地調査を行い、運営状況や経理状況を確認するとともに、出店者に対して、資料の提出または報告を求め、必要な指示を行うことができるものとする。

(8) 原状回復

契約満了のときは、満了日までに本物件を以下のとおり原状回復すること。ただし満了前に契約を解除する場合は、解除の日から2週間以内に、原状回復すること。

また、原状回復完了後、発注者の立ち会い及び確認を得なければならない。

ア 出店者が設置したものについては、出店者負担で撤去すること。

イ 発注者が設置したもので出店者が使用中に生じた破損・汚損については出店者負担で修繕すること。

(9) 有益費等の請求権の放棄

委託契約期間中に出店者が設置した厨房機器、備品、造作、設備等やそれに要した費用については、発注者は買取りまたは補償をしない。

(10) 契約の解除

次の各号に該当するときには、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合でも、出店者は発注者に対し、一切の補償を請求することはできない。

ア 貸付料又は光熱水費の支払いを怠った場合

イ 破産、会社整理、特別清算又は会社更生の申立があった場合

ウ 手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払不能の状態になった場合

エ 解散した場合

オ 天変地異等により営業場所が使用不能になった場合

カ 出店者が応募条件に違反した場合

キ 契約締結後に虚偽の表明及び違反が判明した場合

ク 出店者が契約に違反し、相当の期間をおいて違反の是正を催告し、当該期間内に

違反が是正されなかった場合

ケ その他、法律、法令、公序良俗に反する行為があった場合

コ 出店者の責に帰する理由により、事業を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

サ その他、受注者が業務を適正に履行する能力がないと判断したとき。

(11) その他

ア 出店者は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、もしくは転貸することはできない。

イ 発注者は、出店者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。

ウ 出店者は、本契約に関連して知り得た秘密を、本契約期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはならない。

エ 提出書類及び説明内容に作為的な虚偽事項が含まれることが判明した場合には、応募は無効とする。

6. 参加資格

以下の事項をすべて満たしていること。

- (1) 応募書類提出の時点で多摩市内に本社または事業所を有していること。
- (2) 衛生的かつ設備の整った店舗の飲食業を応募書類提出の時点で5年以上営業し、相当の実績があること。
- (3) 諸課税を滞納していないこと。
 - 【個人の場合】
所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税
 - 【法人の場合】
法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税
- (4) 食品衛生法を遵守していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある個人・法人ではないこと。
- (9) 現地説明会に参加すること。

7. 参加手続き

(1) 募集実施要領の公表

ア 公募期間

令和4年10月11日(火)～令和4年11月11日(金)午後5時まで

イ 公募方法

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園ホームページにて公表する。

ウ 関係書類

本公募の関係書類については、上記ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提出書類

応募事業者は下記の書類を提出すること。

※提出後、追加資料を請求する場合がある。

【個人・法人共通】

ア (様式1) 参加表明書

イ 事業提案書(様式は任意)

- ・下記(ア)から(ク)の項目に沿って、漏れのないようすべて提案すること。
- ・A4用紙縦(横書き)とし、目次・提案事項の順で作成すること。
- ・提案事項の項目毎に見出しを付けること。
- ・ページ番号を付けること。

(ア) 運営実績

- ・飲食業務の運営実績について

(イ) レストランの運営方法

- ・運営方法に係る基本方針、接客方針について
- ・食材の仕入れや管理方法について
- ・営業時間について

(ウ) 従業員の配置体制

- ・従業員の配置体制、責任体制、緊急時の体制について

(エ) 安全管理・食品衛生

- ・防犯、防災等に対する運営上の安全管理について
- ・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について
- ・衛生管理、清掃について

(オ) 商品・サービスの構成

- ・提供を予定している主なメニューの種類と価格
- ・集客及びサービス向上策について

(カ) 環境への配慮

- ・フードロスへの取り組みについて
- ・廃棄物の減量化やリサイクルの推進について

(キ) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて

(ク) アピールポイント

- ・参加動機、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項について

ウ 業務に必要となる免許の写し（営業許可証、調理師免許等）

エ 会社概要または業務概要（様式は任意）

【個人の場合】

オ 住民票の写し（直近3カ月以内に発行されたもの）、本籍・続柄省略、個人番号が記載されていないもの。

カ 直近3年分の納税証明書（所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税）、応募の日から3カ月以内に発行されたもの

【法人の場合】

キ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、応募の日から3ヶ月以内に発行されたもの

ク 定款又はこれに類する書類（最新のもの）

ケ 直近3年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税）、応募の日から3カ月以内に発行されたもの

コ 直近3年分の決算書（販売費及び一般管理費内訳書を含む）

(3) 提出書類

「ウ 事業提案書」のみ2部、それ以外は1部。

(4) 提出方法

下記「14 提出先」まで持参のみとする。

(5) 受付期間

午前10時～午後5時まで（休館日を除く）

(6) 提出期限

令和4年11月11日（金）午後5時まで

(7) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和4年10月11日（火）から令和4年10月28日（金）午後5時までに「様式3 質問書」で電子メールを送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること。

イ 回答方法

令和4年11月4日（水）までに多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園ホームページにおいて公表する。

(8) 現地説明会

令和4年10月24日(月)午後2時から実施する。参加希望者は令和4年10月18日(火)午後5時までに「様式4 現地説明会申込書」で電子メールを送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること。

当日は本実施要領の配布はしないので、各自持参すること。

また、現地説明会の参加人数については、1事業者につき、2名までとする。

参加を希望する者は現地説明会に必ず参加すること。

8. スケジュール

日時	内容
令和4年10月11日(火)	実施要領の公表
令和4年10月18日(火) 17時まで	現地説明会参加届提出期限
令和4年10月24日(月)	現地説明会の開催 (午後2時から)
令和4年10月28日(金) 17時まで	質問受付締切
令和4年11月4日(水)	質問回答
令和4年11月11日(金)	提出書類締切
令和4年11月10日(木) ～11月14日(月)	第1次審査(書類審査)
令和4年11月21日(月)	第1次審査結果通知
令和4年11月28日(月)	第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和4年12月1日(木)	第2次審査結果通知
令和4年12月6日(火)	選定結果の公表
令和5年 3月中	契約締結
令和5年1月～3月	営業準備期間
令和5年4月1日(土)	契約開始日
令和5年4月1日(土)以降 (発注者と出店者が協議の上、決定)	営業開始日

9. 評価基準

別紙1「事業提案の評価について」のとおりとする。

10. 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

参加事業者から提出された「事業提案書」により、書類審査を実施する。審査結果については、令和4年11月21日(月)までに参加事業者宛てに郵送等で通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

ア 日時及び場所

令和4年11月28日（月）多摩市立総合体育館第1会議室

※実施時間等詳細については、後日連絡する。

イ 所要時間

プレゼンテーション 15分/ヒアリング 15分

ウ 内容

本公募の関係書類については、上記ホームページよりダウンロードすること。

エ 審査結果

令和4年12月1日（木）までに、第2次審査参加事業者宛てに郵送等で通知する。

1 1. 契約候補事業者の決定

- (1) 第1次審査及び第2次審査を合わせた総合点（100点満点）が最も得点の高い事業者を契約候補事業者として決定する。
- (2) 上記（1）に関わらず、総合得点（100点満点）の得点が60点未満の場合は、契約候補事業者として選定しない。

1 2. 選定結果の通知・公表

第2次審査参加事業者に選定又は不選定の結果を郵送等で通知する。

1 3. 留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、「様式4 辞退届」により届け出るものとする。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した「様式5 辞退届」を提出すること。なお、この場合、次点候補者を候補者とする。
- (3) 発注者は必要と認める場合に、個別に提出書類の内容についての確認や追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 本募集に要する一切の費用は、応募する事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は、多摩市情報公開条例に基づく情報請求があった場合には対象公文書として原則開示する（ただし、市が同条例の規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）。
- (6) 発注者に提出された文書等は、原則として返却しない。
- (7) 発注者に提出された文章等について、原則提出後の差し替えは認めない。
- (8) 審査の内容についての問い合わせには一切応じられないものとする。

- (9) 評価基準、評価結果に対する一切の意義申し立ては受け付けないものとする。
- (10) 応募者が1者の場合でも、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を行うものとする。

14. 問合せ先・提出先

〒206-0003 東京都多摩市東寺方 588-1

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園指定管理者

多摩市健幸スポーツパートナーズ(担当:遠藤)

電話:042-374-2313(多摩市立総合体育館)

※受付時間:午前10時~午後5時

E-mail:h.endo@tama-sports.com